都市計画の案について

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、府中都市計画生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を次のとおり公告する。

なお、同法第２１条第２項において準用する同法第１７条第２項の規定により、市民及び利害関係人は、縦覧期間中、府中市に対して意見書を提出することができる。

令和８年１１月２日

府中市長　高　野　律　雄

都市計画の種類	都市計画を定める土地の区域
府中都市計画 生産緑地地区	追加する部分 栄町二丁目地内 削除する部分 紅葉丘一丁目、押立町四丁目、浅間町三丁目、矢崎町一丁目、栄町三丁目、分梅町二丁目、四谷二丁目、日新町二丁目、日新町四丁目、日新町五丁目及び本宿町四丁目各地内

縦覧場所　府中市役所府中駅北第２庁舎７階都市整備部計画課事務室

縦覧期間　令和８年１１月２日から同年１１月１６日まで

意見書の提出先　府中市寿町１丁目５番地
府中市都市整備部計画課